

平成22年第1回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成22年2月24日

西多摩衛生組合議会

平成22年第1回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成22年2月24日(水)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	竹内 俊夫
副管理者	加藤 育男	副管理者	石塚 幸右衛門

会計管理者 小林 美由

出席議員

1 番 青山 晋	2 番 谷 四男美	3 番 小山 典男
4 番 浜中 啓一	5 番 野島 資雄	6 番 木下 克利
7 番 瀧島 愛夫	8 番 西川美佐保	9 番 鈴木 拓也
10 番 串田 金八	11 番 武藤 政義	12 番 堀 雄一郎

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

事 務 局 長	羽村 誠	業 務 課 長	松沢 昭治
施 設 課 長	石川 良仁	総 務 課 長	藤田 充
管 理 課 長	島田 善道		

構成市町職員

青梅市環境経済部長	根岸 典史	羽村市産業環境部長	竹田 佳弘
福生市生活環境部長	森田 秀司	瑞穂町住民生活部長	鳥海 勝男

平成22年第1回西多摩衛生組合議会定例会日程

平成22年2月24日（水）

午後1時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号

西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第2号

西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第3号

西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第4号

西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第5号

平成22年度西多摩衛生組合予算

日程第8 議案第6号

平成22年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について

午後1時30分 開会

○議長（串田金八） 本日は、平成22年第1回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともお忙しい中、全員のご出席を賜りまことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員12名、欠席議員ゼロ、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより平成22年第1回西多摩衛生組合議会定例会を開催いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 皆さまこんにちは。議長のお許しをいただきまして一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

本日は、平成22年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、全員の議員の皆様方にご出席を賜り開催できますことを厚くお礼申し上げます。

また、日ごろより当組合の運営につきまして深いご理解とご協力を賜っておりますことに重ねてお礼を申し上げます。

さて、現在の組合の事務事業の状況でございますけれども、構成市町からの今年度のごみ搬入量につきましては、平成22年1月末現在で約5万5,800トンのごみが搬入されております。これは前年度の同時期に比較し約2,000トン、3.5%の減量となっており、平成21年度末では6万6,000トン程度のごみが搬入されるのではないかと予測をしているところでございます。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。今年度の浴場施設利用者数につきましては、平成22年1月末現在で約10万9,200人となっております。フレッシュランド西多摩におきましては、現在今年度の主要事業として建設を進めております（仮称）地元還元施設増設事業により、本年4月からは新たな集会施設をオープンさせていただく予定であります。当組合といたしましては、今後とも多くの皆様にご利用いただけるよう、さらなるサービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

さて、本日も提案申し上げます案件につきましては、平成22年度西多摩衛生組合予算のほか5件であります。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

簡単ではありますが、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（串田金八） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元にご配付いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

5番 野島 資雄 議員

6番 木下 克利 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告いたします。羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、平成22年2月17日付け、西衛発第887号をもちまして管理者より議長あてに、平成22年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元にご配付しておりますとおりの議事日程の順序により進めさせていただくこととしておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りすることといたしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては日程第7、議案第5号、平成22年度西多摩衛生組合予算と日程第8、議案第6号、平成22年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件につきましては関連がございますので、一括してご審議を願うことといたしております。

最後に、本定例会における議事説明員といたしまして正副管理者、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことをご報告申し上げます。

以上で諸報告を終わらせていただきます。

○議長（串田金八） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおりに進めますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期については、2月24日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） 異議なしと認めます。よって、会期については本日1日限りとすることに決定いたしました。

これより議案審議に入りますが、議会会議規則により質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、日程第3、議案第1号、西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） それでは議案第1号、西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

本案は、平成19年4月公布の雇用保険法等の一部を改正する法律において船員保険法が一部改正され、順次施行されたことに伴い、非常勤の地方公務員である船員についても常勤の地方公務員である船員と同様、地方公務員災害補償法の規定に基づく補償を行うこととなったことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容ですが、お手元に配付しております議案第1号附属資料、新旧対照表をごらんください。

この条例の適用を受ける職員を規定しております第2条において、非常勤の職員に対する公務災害補償の対象に船員保険法に基づく船員保険の被保険者を加えることとした改正を行っております。

同様の理由により、第22条では地方公務員災害補償法の引用条番号を改めております。

付則として、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号、西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4、議案第2号、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 議案第2号、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告及び東京都人事委員会勧告に基づき、職員の勤務時間を改定し、休息時間の廃止を行うため条例の一部を改正しようとするものであります。

平成20年の人事院勧告では、民間企業の所定労働時間が国家公務員の勤務時間より短い水準で推移していることから、民間との均衡を図るため、職員の勤務時間を1日につき7時間45分、1週間当たり38時間45分とするよう勧告がされました。

この勧告に基づき、平成20年12月26日に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律が公布されており、また平成20年の東京都人事委員会勧告におきましても同様の意見が示されております。

組合の構成市町におきましては、これらの勧告を踏まえ既に職員の勤務時間の短縮、休息時間の廃止を行っているところであります。

西多摩衛生組合職員の勤務条件につきましては、従来より羽村市の制度に準じて定めており、また国や都の勧告、構成市町の動向を考慮した結果、当組合といたしましても職員の勤務時間を見直す必要があることから、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、この条例は平成22年4月1日から施行しようとするものであります。

条例の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（串田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） それでは、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の細部につきましてご説明申し上げます。

はじめに、議案第2号附属資料、新旧対照表1ページをごらん願います。

まず、第2条第1項においては、職員の1週間の正規の勤務時間「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第2項では、再任用短時間勤務職員の1週間の正規の勤務時間について「16時間から32時間」を「15時間30分から31時間」に改め、第1項の改正に合わせ同条第3項中「40時間」を「38時間45分」に改正しようとするものであります。

次に、正規の勤務時間の割り振りを規定している第3条第1項では、1日の勤務時間を「8時間」から「7時間45分」に、休憩時間を規定している第6条では、労働基準法第34条に合わせた規定内容に改めております。

恐れ入ります、2ページをごらん願います。

休息時間を廃止するため、第7条を削除するものであります。

なお、休憩時間につきましては、民間では普及していないことや、国や都、構成市町においても既に廃止され、これにあわせ休憩時間は1時間を基本とする改正が行われております。

この改正に伴い、当組合職員の休憩時間も15分延長し、1時間を基本とすることから、午前8時30分から午後5時15分までとしている職員の執務時間に変更はありません。

最後に付則でございますが、この条例は平成22年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

○議長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5、議案第3号、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 議案第3号、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

本案は、大別して2点の項目について条例の一部改正を行おうとするものであります。まず1点目は、平成21年東京都人事委員会の給与勧告に伴い、給与制度の見直しを図るものであります。

はじめに、平成21年人事院勧告に伴う国の状況についてですが、国家公務員給与が民間給与を0.22%上回っていることから、俸給表の引下げ改定を行い、これを是正するとともに、自宅に係る住居手当を廃止することとしております。

また、期末・勤勉手当につきましては、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間支給月数を0.35月引き下げる勧告をしております。

一方、平成21年の東京都人事委員会勧告では、都職員の給与が民間給与を0.35%上回る公民較差が生じていることから、給料月額を引き下げ、地域手当の支給割合を16%から17%に改定し、この地域手当の増額分については、公民較差相当分と合わせて給料月額を引き下げることにしております。

また、特別給につきましては、民間の特別給の支給割合及び国家公務員の支給月数の減を考慮し、期末手当の年間支給月数を0.35月分引き下げることを勧告を行っております。

組合の構成市町におきましては、これらの勧告を踏まえ平成22年1月以降既に各給与制度の改定を行っているところであります。

西多摩衛生組合の職員給与につきましては、従前より羽村市の給与制度に準じて定めていることから、当組合といたしましても、給料月額の引下げと地域手当の配分変更を行うとともに、期末手当の年間支給率を引き下げることを内容とした給与改定を実施しようとするものであります。

なお、地域手当の実質の支給率については、国の基準等を勘案した結果、羽村市の改定内容に準じ、付則にて当分の間、本則の17%から2.5ポイント減の14.5%とする内容を規定しております。

以上、1点目の改正は、平成22年3月1日から施行しようとするものであります。

次に、2点目の改正内容でございますが、議案第2号でご決定いただきました西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例による職員の勤務時間の見直しに伴い、関連する条文整備を行うほか、臨時職員の給与に関する基本的事項を規定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、2点目の改正につきましては平成22年4月1日から施行しようとするものであります。

なお、条例の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（串田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） それでは、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の細部につきましてご説明申し上げます。

本改正は、同一の条例の一部改正を2条に分けて行っております。

はじめに、議案第3号附属資料の新旧対照表1ページ「第1条関係」をごらんいただきたいと存じます。

まず、第10条の2第2項は、地域手当の額の算定方法に関する規定で、平成21年の東京都人事委員会勧告に基づき、地域手当の支給割合を100分の1引き上げるもので、「100分の16」から「100分の17」にしようとするものでございます。

なお、この地域手当の引き上げによります増額分につきましては、公民較差相当分と合わせて給料表の給料月額を引き下げております。

ただし、後ほど付則のところでご説明申し上げますが、今回の条例改正では、地域手当の実質の支給率を当分の間「100分の14.5」とする暫定措置を設けており、これによって給料月額、地域手当ともに引き下げを行う内容となっております。

続きまして、第20条は期末手当に関する規定で、第2項で定めている各期の支給割合を、人事委員会勧告に準じ年間支給月数で100分の35引き下げるもので、6月期は「100分の145」を「100分の125」に、12月期は「100分の150」を「100分の135」に改めております。

また同様に、再任用職員に関する期末手当の支給割合を規定する同条第4項においても、年間支給月数を100分の15引き下げるため、6月期は「100分の75」を「100分の65」に、12月期は「100分の90」を「100分の85」に改めております。

次に、2ページをごらん願います。

付則でございますが、第1項は施行期日に関する規定で、本改定が職員の給与水準を引き下げる内容であるため、遡及することなく、条例の公布の日の属する月の翌月の初日から実施することが妥当であるとした東京都人事委員会の勧告に従い、平成22年3月1日から施行しようとするものでございます。

第2項は、地域手当に関する暫定措置に関する規定で、国の基準の地域手当支給率を勘案し、本則で定める支給率「100分の17」から100分の2.5を引き下げ、当分の間「100分の14.5」としようとするものでございます。

第3項は、期末手当の特例措置に関する規定で、改定による年間0.35月分の支給月数引き下げを今年度の期末手当に反映させるため、まず、平成21年6月期期末手当の特例措置により凍結した0.2月分を支給しないこととした上で、平成21年度に限り、平成22年3月期の期末手当において残りの0.15月分を差し引き、支給月数を0.15月とするもので、再任用職員についても同様に0.05月分削減し、支給月数を0.1月分にしようとするものでございます。

それでは、給料表の改正につきましてご説明申し上げます。

新旧対照表 3 ページから 6 ページに記載しております別表第 1 の一般職給料表 (1) は、一般行政職の職員に適用するもので、東京都行政職給料表に準じ表上の平均改定率でマイナス 1.20%、改定額としては平均 4,377 円の引き下げを行っております。当組合におきます給料の実質改定率は、マイナス 1.05%、改定額は平均でマイナス 3,274 円となっております。

なお、一般職給料表 (1) 及び地域手当の引き下げと、それに伴うその他の手当などに関わってくるいわゆる「はね返り分」を合計した西多摩衛生組合職員の一月当たり給与の実質改定額は、平均でマイナス 8,835 円となります。

次に、7 ページから 10 ページに記載しております別表第 2 の一般職給料表 (2) は、技能労務職の職員に適用するもので、表上でマイナス 1.19%、3,320 円の引き下げを行っております。

なお、当組合においては、現在、一般職給料表 (2) 及び一般職給料表 (1) の再任用職員給料欄を適用する該当職員はおりません。

続きまして、新旧対照表 11 ページ、「第 2 条関係」をごらん願います。こちらは職員の勤務時間の見直し等に伴う条文整備となっております。

まず、第 14 条は超過勤務手当に関する規定で、勤務時間条例の改正により再任用短時間勤務職員の 1 日の勤務時間についても 7 時間 45 分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとなることから、第 3 項で定める再任用短時間勤務職員の超過勤務手当の支給の基礎となる正規の勤務時間を「8 時間」から「7 時間 45 分」に改めております。

次に、改正前の第 24 条を 1 条繰り下げ第 25 条とし、新たに第 24 条として臨時職員に対する給与の支給根拠をより明確にするための規定を設けております。

続きまして、12 ページをごらんいただき、付則でございますが、第 1 項は、施行期日に関する規定で、ただし書により第 2 条関係の改正及び付則第 4 項の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

第 4 項は、経過措置に関する規定で、この条例の施行前に臨時職員に支給された給与についても改正後の第 24 条第 1 項の規定に基づき支給された給料とみなす旨定めております。

以上で西多摩衛生組一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

○議長 (串田金八) 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。9 番、鈴木議員。

○9 番 (鈴木拓也) この条例の改定に伴って、年間でもいいのですが、人件費がどのぐらい変わってくるかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長 (串田金八) 藤田総務課長。

○総務課長 (藤田 充) 給料改定による人件費の影響についてでございますが、給与改定による職員 29 人における 21 年度人件費の実質影響額としては、合計で 454 万 1,000 円の支給減額となり、職員 1 人当たりの平均額で申し上げますと 15 万 7,000 円ほどの年収減となります。内訳としては、改定後の 3 月月例給分が 29 万 3,000 円の減、期末手当では昨年 6 月に実施した 0.2 カ月分の凍結と、改定後の 3 月期期末手当 0.15 月分削減により 424 万 8,000 円の支給減額となります。

○議長 (串田金八) ほかにございますか。2 番、谷議員。

○2 番 (谷 四男美) 1 点だけ。さっき並木管理者の方から民間との差の関係で、それが期末手当の分に 0.35 カ月と、民間との差が何%ついたので、これは羽村市や瑞穂町だけではないのですが、全般的に同じなのですが、国の人勸、あるいは東京都の人勸がそれを今までやってきたわけですけれども、その分を

期末手当で 0.35 カ月やると、地域手当と本俸とのあはれは相殺してこれはやるというのはわかるのですが、この期末手当もこれはさらに 0.35 カ月というのは、さらにそのほかに公民較差以外に期末手当を下げて、そしてトータルでさっき説明した、9 番議員に説明した年間で 1 人当たりそれだけの金額が減ってくると、そういうことなのでしょう。

言っていることはわかるかな。民間との、公民較差の件をちょっともう一度説明して、そしてこの 0.35 カ月の分がどういうふうに関与しているのかということ、これがちょっとわかりにくかったの。

○議長（串田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） それでは、公民較差のお話かと思しますので、公民較差の根拠ということで説明させていただきます。

平成 21 年度東京都人事委員会の調査では、事業規模 50 人以上、かつ事業所規模 50 人以上の都内 9,344 事業所から無作為に抽出された 1,066 事業所への給与支給実績調査により比較をしております。

その結果、本給の公民格差はマイナス 1,468 円、率にしますとマイナス 0.35%で、給料と地域手当の配分変更とともに給料月額を引き下げ、これを是正するよう勧告されています。

また、賞与については昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間従業員に支給された特別給の支給割合は 4.15 月であり、都職員の期末勤勉手当の支給月数 4.50 月分を 0.35 月分下回っていることから、特別給についての民間との均衡を図るように勧告されているところでございます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 2 番、谷議員。

○2 番（谷 四男美） 私がちょっと、たまたま並木管理者の 0.35%と聞いたのですが、聞き違えたのかなと思って、たまたま 0.35%、公民較差のパーセンテージと月数も 0.35 月、ちょっとそれが一緒だったからあれあれと思って、さらに 0.35%はあるのだけれども、さらにプラス 0.35 カ月、民間との関係で、さらにそれもそこからきているのだという、それはそういうことではないですね。それは確認したいだけです。

○議長（串田金八） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ないようでしたら、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 3 号、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に日程第 6、議案第 4 号、西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 議案第 4 号、西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

本案は、平成 21 年度の主要事業として現在建設を進めております（仮称）還元施設増設事業により、平成 22 年 4 月 1 日からの供用開始を予定しております「集会施設」について、施設の設置、使用料の額等管理運営に必要な事項を定める必要があることから、条例の一部を改正しようとするものであります。

余熱利用施設につきましては、ご承知のとおり現在の新ごみ処理施設建設に伴い周辺住民の建設同意の

条件として、また西多摩衛生組合を組織する青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町に在住する住民の福祉の増進に寄与するための施設として設置をしております。

このため、増設により新たに設置する「集会施設」におきましても、地域住民の皆さま方の憩いの場となるよう、構成市町に在住する住民、団体に配慮した料金体系としております。

なお、この条例は集会施設の供用開始に合わせ、平成 22 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

条例の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（串田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例の細部につきましてご説明申し上げます。

本条例改正におきましては、「集会施設」の設置に伴う条文整備のほか、あわせて各条の趣旨を明確にするための文言整理を行っております。

詳細につきましては議案第 4 号附属資料、新旧対照表でご説明させていただきます。

恐れ入りますが、新旧対照表の 1 ページをごらん願います。

まず、施設の設置を規定しております第 1 条においては、改正前の第 2 条で定めていた施設の位置を追加し、現行施設及び集会施設が一体として余熱利用施設である旨を定めております。

第 2 条では、新たに使用料区分の基礎となる施設区分を明確に定義するため、余熱利用施設の名称及び施設区分を別表第 1 により定めております。

恐れ入りますが、5 ページをごらん願います。

改正後の別表第 1 でございますが、余熱利用施設の名称を「フレッシュランド西多摩」と明文化した上で、施設区分を浴場施設、多目的施設及び集会施設と区分し、さらに各施設を細分化しております。

恐れ入りますが、1 ページにお戻り願います。

使用の承認を規定している第 3 条では、第 1 項に後段として「承認を受けた事項を変更し、又は取り消すときも同様とする」を加えるとともに、第 2 項として、新たに「余熱利用施設の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。」旨を規定しております。

次に、改正前の第 5 条で規定している使用承認の取消し等については、条文体系を整理するため、改正後の第 10 条に規定しなおしております。

恐れ入りますが、2 ページをごらん願います。

使用料を規定しております改正後の第 5 条では、「余熱利用施設の使用料は別表第 2 に定める金額」と改めております。

恐れ入ります。再度 5 ページをごらん願います。

改正後の別表第 2 でございますが、（1）浴場施設、次の 6 ページをご覧いただきまして、（2）多目的施設の料金体系につきましてはいずれも変更はございません。

（3）集会施設の表をごらん願います。集会施設の使用料でございますが、構成市町内在住団体におきましては、午前 9 時から正午までのホール全面で 1,000 円、ホール半面と和室がそれぞれ 500 円、午後 1 時から 5 時までが 1,200 円と 600 円、夜間 6 時から 10 時までが午後と同じく 1,200 円と 600 円、全日利用の午前 9 時から午後 10 時までが 3,400 円と 1,700 円となります。

一般団体の利用料金につきましては、構成市町外在住団体として、午前 9 時から正午までのホール全面で 1,600 円、ホール半面と和室がそれぞれ 800 円、午後 1 時から 5 時までが 2,000 円と 1,000 円、夜間 6

時から 10 時までが午後と同じく 2,000 円と 1,000 円、全日利用の午前 9 時から午後 10 時までが 5,600 円と 2,800 円でございます。

続く 7 ページをごらん願います。

別表第 2 の備考でございますが、集会施設設置に伴う文言整理をしております。

恐れ入ります。2 ページにお戻り願います。

改正後の第 5 条第 3 項で規定する使用料の減額又は免除につきましては、条文内容の改正はございませんが、詳細につきましては従来どおり規則で定めようとするものでございます。規則で定める使用料の減免内容の改正点としては、構成市町の地域会館の例にならい、新たに羽村・瑞穂両協議会区域内の各町内会・自治会が認めた団体をあらかじめ協議会に申請していただき、この協議会により登録された団体が集会施設を使用するときは免除としようとするものでございます。

条例の説明に戻りまして、改正後の第 6 条第 2 項では、回数券の種別及び金額を定めている別表を別表第 3 に改めておりますが、回数券の料金体系に変更はございません。

次に、第 8 条は目的外の使用禁止を規定しておりますが、使用权の譲渡及び転賃の禁止について追加をしております

恐れ入りますが、3 ページをごらん願います。

改正後の第 13 条では、「販売行為」を「営利行為」に改めており、これは役務の提供など物品の販売以外の行為についても原則禁止しようとするものでございます。

続きまして、4 ページをごらん願います。

付則でございますが、第 1 項は施行期日に関する規定で、この条例は平成 22 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

第 2 項は集会施設の供用開始日に関する規定で、同様に平成 22 年 4 月 1 日から供用開始するものとしております。

第 3 項は準備行為に関する規定で、この条例による改正後の条例に基づく集会施設の使用承認の申請につきましては、本条例の施行日前においても行うことができることとしております。

以上で西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ないようですので、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 4 号、西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第 7、議案第 5 号及び日程第 8、議案第 6 号の 2 件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、日程第 7、議案第 5 号、平成 22 年度西多摩衛生組

合予算及び日程第8、議案第6号、平成22年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま一括議題となりました議案第5号、平成22年度西多摩衛生組合予算及び議案第6号、平成22年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件につきましてご説明申し上げます。

はじめに、議案第5号、平成22年度西多摩衛生組合予算につきましてご説明を申し上げます。

平成22年度予算の算出の基礎となります数値を申し上げますと、ごみ搬入量につきましては、前年度より4,100トン減の6万5,400トンといたしました。

構成市町の人口につきましては、平成21年10月1日現在の人口数29万2,279人で、前年度より730人減少しております。

予算の内容でございますが、歳入におきましては繰越金が前年度と比較いたしまして1億2,800万円の減額となっております。これは平成21年度においては契約条件が整わなかったことから、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく広域支援を中断したため、可燃ごみ焼却処理委託受託金に係る繰越金が皆減となったことによるものであります。

この結果、歳入合計額は前年度と比較し7億250万円の減額となっておりますが、分賦金につきましては前年度比5億6,954万1,000円減の33億7,445万7,000円となっております。

一方、歳出におきましてはさらなる精査により例年以上に維持管理経費の削減に努めるとともに、昨今の厳しい財政状況をかんがみ、1款議会費から6款予備費まですべての歳出科目において前年度と比較し減額となる当初予算額を計上いたしております。

特にじん芥処理費におきましては、施設維持整備工事において工事縮小計画を組合内部で策定し、それに基づき予算を積算いたしましたところ、前年度比で4億3,978万6,000円を減額しております。

この結果、歳出合計は前年度比で約17%、7億250万円の減額となり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,400万円に定めようとするものであります。

次に、議案第6号、平成22年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定の件についてご説明申し上げます。

本案につきましては、組合予算の約98%、金額にいたしまして33億7,445万7,000円の分賦金を構成市町ごとに決定しようとするものであります。

細部につきましては事務局よりご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（串田金八） 藤田総務課長

○総務課長（藤田 充） 議案第5号、平成22年度西多摩衛生組合予算及び議案第6号、平成22年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての細部につきましてご説明申し上げます。

予算編成の基礎となりますごみ搬入量及び人口につきましては、管理者説明のとおりでございます。

職員数につきましては、21年度1名の退職者がおりますことから、前年度より1名減の28名でございます。

それでは、議案第5号、平成22年度西多摩衛生組合予算につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお開き願います。

平成22年度西多摩衛生組合予算の総則でございます。第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を34億4,400万円と定めようとするものでございます。

第2項は、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によると定めようとするものでございます。

第2条は、地方自治法で認められております一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めようとするものでございます。

第3条は、歳出予算の流用につきまして定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、2ページをお開き願います。

「第1表歳入歳出予算」でございます。まず歳入でございますが、第1款分賦金から第4款諸収入までの構成となっております。次に歳出でございますが、第1款議会費から第6款予備費までの構成となっております。歳入歳出の合計はそれぞれ34億4,400万円でございます。

恐れ入りますが、5ページをお開き願います。

歳入でございます。第1款1項1目分賦金は33億7,445万7,000円、前年度比5億6,954万1,000円の減でございます。

第2款1項1目使用料は5,450万円、前年度比457万4,000円の減でございます。これは余熱利用施設におきまして、近隣の同種施設との競合により利用者の減が予想されることによるものでございます。

第2項1目総務手数料は、前年度と同額の1,000円でございます。

第3款1項1目繰越金は1,000万円、前年度比1億2,800万円の減でございます。これは広域支援に基づく可燃ごみ焼却処理委託受託金分の減でございます。

恐れ入ります。6、7ページをお開き願います。

第4款1項1目預金利子は、前年度と同額の5万円でございます。

第4款2項1目弁償金は1,000円、前年度と同額でございます。

2目雑入は499万1,000円、前年度比38万5,000円の減でございます。これは余熱利用施設の利用者の減に伴うタオル等売上金の減によるものでございます。

以上、歳入合計は34億4,400万円で、前年度比7億250万円の減額でございます。

次に、歳出でございます。第1款1項1目組合議会費は148万5,000円、前年度比18万9,000円の減でございます。これは平成22年度は行政視察の実施年度ではございませんので、バスの借上料を未計上としたことによるものでございます。

恐れ入ります。8、9ページをお開き願います。

次に、第2款1項1目一般管理費は1億8,864万6,000円、前年度比781万9,000円の減でございます。

主なものは、3節職員手当等は5,251万8,000円で、前年度比555万2,000円の減額でございます。これは期末手当の支給率の減少と、退職予定の職員が平成22年度はおりませんことからでございます。

7節賃金は286万4,000円、前年度比93万5,000円の減でございます。これはパート職員1名の減としたことによるものでございます。

11節需用費は626万8,000円、前年度比92万1,000円の減でございます。これは主に修繕料で公用車4台の車検が21年度に終了したことによるものでございます。

13節委託料は259万円、前年度比176万7,000円の減でございます。これは主に平成21年度に計上いたしましたホームページ更新委託料の減額分でございます。

恐れ入ります。10、11ページをお開き願います。

第2目庁舎管理費は1,213万9,000円、前年度比111万3,000円の減でございます。これは主に、恐れ入りますが、12、13ページをお開きいただきまして、第13節委託料において、庁舎清掃委託料の清掃回数の見直し等による減額分でございます。

次に、第3款1項1目じん芥処理費は10億4,476万円、前年度比4億3,978万6,000円の減でございます。

1節報酬から4節共済費までの人件費は1億4,517万8,000円で、前年度比1,200万3,000円の減でございます。これは嘱託員の雇用体系を見直したことによる報酬の減額分と、地域手当及び期末手当支給率の減少によるものでございます。

恐れ入ります。14、15ページをお開き願います。

11節需用費は2億6,204万6,000円、前年度比3,295万9,000円の減でございます。これは省エネルギー対策工事の効果による電気料の購入電力量の減が主なものでございます。

12節役務費は170万6,000円、前年度比73万円の減でございます。これはボイラーやクレーン等の法定検査が平成21年度に終了したことによるものでございます。

13節委託料は2億3,571万8,000円、前年度比2,436万7,000円の減でございます。これは各種業務委託において点検回数を見直しを図ったことによるもので、主に排ガス分析計保守点検委託料で379万5,000円、ガス調温室等清掃委託料で374万2,000円の減額としております。

恐れ入ります。16、17ページをお開き願います。

15節工事請負費は3億9,740万2,000円、前年度比3億6,947万6,000円の減でございます。これは施設維持整備工事において、ごみ量の減少によるプラントの稼働状況等を考慮して、工事内容について内部で検討を重ねた結果、工事の点検周期の延長を図った上で工事の計画を策定したことと、平成19年度より実施してまいりました省エネルギー対策工事が平成21年度で終了したことにより大幅な減額となっております。

18節備品購入費は64万8,000円で、これは工作用の卓上旋盤等を計上させていただいているものでございます。前年度比は12万1,000円の減となっております。

次に、第4款1項1目施設運営費は1億4,727万3,000円、前年度比1億31万1,000円の減でございます。

2節給料から4節共済費までの人件費は1,280万7,000円、前年度比32万5,000円の減でございます。これは主に地域手当及び期末手当の支給率の減少によるものでございます。

11節需用費は5,352万4,000円、前年度比558万3,000円の減でございます。これは主に上下水道の直近の使用実績をもとに積算し直したことによる減額分でございます。

恐れ入りますが、18、19ページをお開き願います。

12節役務費は84万7,000円、前年度比18万5,000円の増でございます。これは新聞折込み広告料と、現在建設中の集会施設の火災保険料を計上したことが主な理由でございます。

13節委託料は7,521万6,000円、前年度比728万9,000円の減でございます。これは平成21年度に還元施設増設工事実施設計委託料等を計上させていただいたことによるものでございます。

恐れ入りますが、20、21ページをお開き願います。

18節備品購入費は135万3,000円で、これは大広間用大型テレビ等を計上させていただいておりますが、前年度比71万2,000円の減となっております。

次の第5款公債費は20億4,816万6,000円、前年度比1億5,309万2,000円の減でございます。これはごみ処理施設整備事業費の平成6年度借入分の償還が平成21年度をもちまして終了することによるものでございます。

恐れ入りますが、22ページをお開き願います。

第6款予備費は153万1,000円でございます。

以上、歳出合計は34億4,400万円で、前年度比7億250万円の減額でございます。

続きまして、関係資料でございますが、24から33ページまでは給与費の明細でございます。

恐れ入りますが、34ページをお開き願います。

34ページ上段は、平成21年度に設定いたしました債務負担行為の支出額に関する調書で、ごみ焼却業務委託につきましては、1月に契約締結をいたしましたことから、支出予定額の欄に契約金額を記載させていただいております。下段は地方債に関する調書で、右側一番下の欄の24億3,752万9,000円が平成22年度末における地方債現在高の見込額でございます。

以上で、平成22年度西多摩衛生組合予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、平成22年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案第6号付属資料をごらん願います。

平成22年当初予算の分賦金算出根拠につきましてご説明申し上げます。最初に表2をごらんください。

基礎数値といたしまして、人口割合比較で、前年度との比較でございますが、組合市町別では、青梅市は264人の減少で13万9,744人、負担割合は47.81%。福生市は199人の減少で6万696人、20.77%。羽村市は176人の減少で5万7,491人、19.67%。瑞穂町は91人の減少で3万4,348人、11.75%となっております。

次に、表3をごらんください、ごみ搬入割合比較で、前年度との比較でございますが、青梅市は1,000トン減の3万1,700トンで、負担割合は48%。福生市は1,400トン減の1万3,000トンで20%。羽村市は1,000トン減の1万2,100トンで19%。瑞穂町は700トン減の8,600トンで13%。合計で、4,100トン減の6万5,400トンと見込んでおります。

このような状況を踏まえまして、表1分賦金比較をごらんください。組合市町の分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各予算項目に基づき積算しております。

組合市町別では、青梅市が前年度比2億5,755万8,000円減額となりまして16億109万7,000円、福生市が前年度比1億2,995万1,000円の減額となりまして6億9,870万7,000円、羽村市が前年度比1億1,040万5,000円の減額となりまして6億5,514万9,000円、瑞穂町が前年度比7,162万7,000円減額となりまして4億1,950万4,000円となります。合計として5億6,954万1,000円を減額いたしまして、分賦金は33億7,445万7,000円でございます。

以上で、平成22年度西多摩衛生組合予算と、平成22年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての細部の説明とさせていただきます。

○議長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。2番、谷議員。

○2番（谷 四男美） それでは、何点か質疑いたします。

まず、第1点目に5ページの、先ほども余熱利用の使用料及び手数料の関係でございますけれども、前回のときも余熱利用の利用者は年々年々、3年前、2年前、1年前と比べまして、これは原因というのは近辺に浴場施設の類似施設等が増加して、まあ利用者が、そういったことも大きな原因となって利用者が減っていくのであろうというような説明を受けたのですけれども、それでこの予算措置を見ますと、その流れがまだとまらないような気がするのですけれども、その中で、それでちょっと私は聞きたいのですけれども、利用者の中でもっと浴場施設をこういうふうにしてもらえればなとか、あるいはアンケートなんかで調査したかどうかわかりませんが、そういうような声があるのかなのか、あるいはそういう調査をしたことがあるのかどうか、例えば施設のこういうところをこういうふうに変えたらもっとリピーターがふえるのではないかなとか、そういうふうなことは、今のままでいいのですけれども、どんどん減っていったって悪いということはないのですけれども、やはり大きなお金をかけて経営しているわけです。

から、やはりお客さんに喜ばれる方がいいのかなというような気持ちでもって私が今質問しているわけですが、そういうふうな利用者の声というのは、なんかそういう顕著なものがあったのかどうか、それについて伺います。

それから2点目に、15ページの13の委託料の説明欄の方の構内緑地帯整備委託料、これは728万5,000円ですか、これは何社で、これは随契でやっているのか、あるいは毎年業者というのが、ずっと同じ業者がやっているのかどうかとか、そういうところを含めて、その辺はどう対応しているのか、それについて伺います。

それから、3点目に次の16ページ、先ほど工事請負費の中でいろいろ組合の中でも精査して、そして工事費がかさまないように、これは事業仕分け的な手法で、これをそういうふうに管理者以下やっているものと思いますけれども、まず1点目に施設維持整備工事、平成22年度の主なものはどのようなことをやっているのか、それから同時に緊急工事というのが6,300万円、これは22年度はどういうものを計画しているのか、これについてだけ伺います。

それからあと18ページ、18ページの中で各種イベント開催委託料というのがありますね。これは今まではあまりこういうのはやってなかったと思うのですが、来年度、平成22年度はイベントはどのようなものを計画しているのか。

以上です。

○議長（串田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、私から2番議員さんの1点目のご質問と4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の余熱利用施設使用料についてのご質問でございます。年々減っているというご質問でございますが、ご指摘のとおり減っております。今年度1月につきましては、1月末現在におきましては、前年度と比較いたしまして1日平均で約10名ほどの減となっております。したがって、平成22年度当初予算につきましてもその減員分を精査させていただいた予算計上となっております。

また、余熱利用施設自体についての要望はあるのかというご質問でございますが、多く寄せられておりましたのは、地域の方々から施設を増設してくれという要望が寄せられておりましたが、これはここで完結いたしますので、ここでこの要望は満たされることとなると考えております。

またもう1件、アンケート等の調査はしているかというご質問ですが、アンケート用紙を浴場施設入口に設置させていただいて、日々お客様の声を伺っているところでございます。

次に、4点目のイベント開催委託料についてのご質問でございますが、平成22年度のイベントの予定でございますが、現在も実施してございます体育館施設におきまして各種の運動教室を実施してございます。毎週水曜日がヨガ教室、それと木曜日がフラダンス、金曜日がティラピス教室、これを浴場施設とのセット料金で1名800円の計上で実施させていただいております。22年度も同様な計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（串田金八） 島田課長。

○管理課長（島田善道） それでは、2点目の構内緑地帯整備委託の内容でございますが、本年度728万5,000円ほど計上しております。これは主に環境センターの敷地内とフレッシュランドの除草作業を実施をしているということで、西多摩衛生組合は瑞穂町と羽村市のシルバー人材センターに随意契約で委託をしていると、こういったことでございます。

それから、3点目の工事請負、22年度の主なものということでございますけれども、先ほど総務課長の

説明の中でもありましたが、22年度は工事の方法というか、内容をかなり見直しをしております。今までは通常行う通常点検委託と、それから経年劣化に伴う工事とこの2種類に分けてきました。

この基礎的工事の中に、本年度は今まで行ってきたものと違いまして3種類ほどの工事の仕分けをしております。一つ目は、従来どおり行っていく重点工事ということで、点検項目は1炉当たり204項目ほどございます。それから二つ目は、2年に一度の法令点検を含む必要最低限の工事をやっていくということで、点検項目は1炉当たり124項目になります。三つ目は、施設の安定稼働やトラブルの未然防止を含む必要最低限の工事を実施していくということで、これは1炉当たり79項目ほどの工事内容であります。

従来実施してきました重点工事に比べて点検項目を減少させて、この3種類の工事を今後3年間でローテーションを組んで実施をしていく予定でございます。21年度につきましては3炉とも重点工事を実施いたしましたけれども、22年度は1号炉、2号炉は必要最低限の工事、そして3号炉と共通設備のみ従来どおりの重点工事を実施していくということで考えているところでございます。

○議長（串田金八） 2番、谷議員。

○2番（谷 四男美） 1点目からすべてお答えいただいて大体了解しました。

組合でもいろいろな面で見直し等をやって、切磋琢磨して削れるものは削って、いいものは残そうという、そういう姿勢が伺えましたので、結構でございます。

○議長（串田金八） ほかにございますか。12番、堀議員。

○12番（堀 雄一郎） まず、全般にわたって歳出削減をいろいろと、ごみの受け入れが減ること以外にも努められているような予算に見えたのですけれども、2点お聞きしたいのですが、使用料手数料、5ページのこちらの余熱利用施設使用料につきましては、これは確認なのですけれども、新たにできる集会施設の利用料については計算に全くされてないということでよいのかということが1点お聞きしたいと思います。これはそういうことなのかの確認です。

それから、予算書の21ページの5款公債費についてお伺いしたいのですけれども、34ページの地方債の現在高の調書等も見ながらちょっと、前年よりも減額、1億5,309万円の減額となっておりますが、今後公債費については下がってくる見通しがあるかとこれを見て思いますけれども、翌年以降の公債費の減額見通しがもしわかれば教えていただけないかという、この2点お伺いさせていただきます。

○議長（串田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、12番議員さんの1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

使用料手数料の歳入計上で、集会施設の使用料は計上されているのかというご質問ですが、これにつきましては開設前ということもありまして、使用料収入の額が把握できておりませんが、課目存置として10万5,000円のみを計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（串田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） 堀議員さんの2点目の質問にお答え申し上げます。

公債費の状況についてお話を申し上げますと、先ほどご説明を差し上げましたとおり、平成22年度の公債費は20億4,816万円ほどでございます。平成23年度は12億8,465万円で、7億6,351万円ほどの減となります。平成24年度は5億7,721万円ほどで、7億744万円ほどの減でございます。平成25年度は9,723万円ほどで、4億7,991万円ほどの減となり、以後1億円以下で推移してまいります。最終的には平成33年度に公債費は完済となります。

なお、平成22年度以降の公債費の合計額は元金分で43億9,705万円で、利息分として1億9,236万円、合計で45億8,941万円となっているところでございます。

以上でございます。

○議 長（串田金八） 12 番、堀議員。

○12 番（堀 雄一郎） 1 点目の質問についてはわかりました。余熱利用施設についてはそのような、これからの見通しについては今の段階では立たないということで、とりあえず 10 万 5,000 円ということですね。

あとは公債費についてなのですけれども、かなり起債の償還をする場合には、金利というのは相当な額、大きな施設を当初建てていますので、かかってきたと思うのですけれども、今後も減額が見込まれる中で、例えば建替えに備えた基金をつくっていくなどの考えなどは特に組合としては持っているのかということと、あるいは各市町厳しい状況もあるので減額、そのまま分賦金の減額として反映していくという方向性なのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議 長（串田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） それでは、2 回目の質問で、次期施設建設に向けた基金の積み立てというようなお話があったかと思いますが、状況を説明いたしますと、現在のごみ焼却施設は平成 10 年から稼働しておりまして、平成 13 年には余熱利用施設の開設、また平成 18 年には焼却灰排出設備改修を行い、エコセメント用の広域処分組合に排出しておりますが、いずれの工事の費用も起債によりまして行っているものであります。

また、組合の設立のお話を申し上げますけれども、昭和 37 年に福生・羽村衛生組合として設立をし、38 年に瑞穂町が加入し、西多摩衛生組合となりました。昭和 43 年に青梅市が加入して、現在の状況になっております。

このような状況を踏まえまして、ごみ処理施設に関しては寿命が 30 年程度と言われております。また建設には計画をしてから完成まで 10 年程度かかると言われておりますので、延命措置のことを考えましても、今後 10 年ほど経ちますと次の施設の建設の計画を立てていかなければならないような状況になってまいります。

そこで、先ほどお話いたしましたように組合成立までの状況や、次の施設の建設場所の決定などを加味し、構成市町の合意を得ながら基金の積み立てや起債による方法なども含めた施設の建設を計画的に進めていかなければならないと考えております。

○議 長（串田金八） 12 番、堀議員。

○12 番（堀 雄一郎） わかりました。そうしますと福生市においてもこの分賦金というのは今後ずっと減っていくということでそのまま考えていいのかなとも思ったのですけれども、今後どうなっていくかは、長期的な話はまた今後検討されるということですね。わかりました。

あとは、ただ来年、再来年ぐらいは少し減額がまだ見えるだろうと、ここ当面、この 2～3 年のところは減額という方向性が見えるのではないかというふうに思っていていいというふうに理解しました。ありがとうございます。

○議 長（串田金八） ほかにございますか。9 番、鈴木議員。

○9 番（鈴木拓也） 何点か質問させてください。

一つ目は、13 ページのじん芥処理費の中の嘱託員の報酬が 21 年度に比ばまして約 400 万円ほど減っていると、先ほど雇用体系の見直し等の説明があったのですけれども、人数が、それから賃金の単価がどういうふうに変化をしているのか、またその人数がもし減っているのであれば、どこの仕事をしていた方が減っているのかという点を質問いたします。

それから、15 ページの 13 節の委託料の中でかなり減っているものは、ローテーション等の関係がある

ということだったのですけれども、新しい項目としてテレセントリーシステム保守点検委託料というのと、それから温室効果ガス基準量検証委託料というのが加わっているというふうに思うのですけれども、この内容を、どういう必要性があってやられるのかということをお願いいたします。

それから、何人かの方から質疑がありましたけれども、16 ページの 15 節工事請負費の施設維持整備工事が大きく減っていると、減っていること自体はもちろん喜ばしいというふうに思うのですけれども、必要十分な安全性、安定的な運営がしっかり保証されるのかどうかという視点から、組合の中でさまざま検討されて工事を縮小計画されたということなのですけれども、第三者の視点からその縮小された工事の計画で大丈夫かどうかという視点は、点検等は受けているのかどうかという点ですね。

それから、3 億円以上減っているわけですけれども、これまでなかなかこういったことは今までやってこられなかった、今回これができる見通しになったというところはどのような変化があった上でのことなのかという点を、以上お願いいたします。

○議長（串田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） それでは、鈴木議員の 1 点目の質問、嘱託員報酬の件でお答えを申し上げます。

嘱託員報酬は西多摩衛生組合再雇用職員設置要綱に基づき当組合の退職者を対象に職員時代に培った技能、知識の活用を図ることを目的に雇用している再雇用職員にかかる報酬で、22 年度は 7 名分の報酬を計上しております。

前年度比較で 374 万 4,000 円減額している要因は、21 年度当初予算では 8 名分の報酬を計上していたのに対しまして 22 年度は 7 名分としていること、また雇用体系を見直し、月給適用の嘱託制度のほかに日給適用の嘱託制度を設置したことによるものでございます。これは定例的な業務にとどまらず相当高度な知識、または経験を要する業務を行う職務に従事する嘱託員の必要性も想定されていることから、適職区分を見直し、職務に応じた報酬を支給するための予算措置をしたことによるものでございます。

また、再雇用職員の嘱託員は 1 年ごとの任用で、更新回数は 2 回までとしており、原則退職 3 年までの雇用となります。報酬月額については、月 16 日勤務で 12 万 5,800 円から 21 万 400 円の範囲で 4 等級に区分し定めており、また社会保険加入該当の嘱託員については通勤手当相当額のほか一時金に当たる報酬を年間支給月数 2.5 カ月として支給することとしております。

以上でございます。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） それでは、私の方から 2 点目の方の委託料の関係で、まずテレセントリーシステム保守点検委託料ということです。ちょっと横文字で難しい名前でも本当に申しわけなかったのですが、これは実はこの工場棟にある機器冷却装置へ薬品を送る装置の名前がこのテレセントリーシステムということで、その名称を委託の件名につけてしまいました。この装置を平成 19 年度に実は変更してございまして、今までは保証期間がありました。22 年度からはこのシステムの点検が必要ということになったために、新規に計上をさせていただいているところでございます。

それから、もう一つの方の温室効果ガスの基準量検証委託の方なのですが、これにつきましては 22 年 4 月から温対法の改正がございまして、ことしの 9 月ごろには組合の現実的な、いわゆる燃料関係の排出基準を届け出をしなければいけないというふうな義務が生じてきます。これは勝手に西多摩衛生組合が数字を、現状こうだからと届けなければいけないものではなくて、本当に届け出た量が合っているかどうかということ第三者機関からチェック、要するに検証されます。まだ検証の内容は具体的になっていませんが、検証をする業者はもう特定されてございまして、費用も一定化されているということで、今年度はそういうふうな業務が発生するというところで新規計上をさせていただいているところでございます。

それから、工事請負の関係で、先ほど2番議員のご質問にいろいろ工事の方法を3種類に分けて実施しますと、これの安全性について大丈夫であるのかというお尋ねだと思いますが、西多摩衛生組合の基本としましては、施設の安定稼働や周辺環境に影響が生じる工事につきましては、従来どおりの工事を実施していく考えでございます。そのほかの工事の内容について一部事後保全を取り入れて実施をしていくと、事後保全を取り入れるのはいわゆる機器等の清掃ですね。ファン、モーター等の機器等の清掃、それから消耗部品の交換、あるいは毎年劣化を確認している計測、こういった周辺環境を安定するのに重大な影響を与えないだろうというような工事について、一部事後保全を取り入れていくということで、幸い組合には3炉ございますので、万が一故障した場合は予備炉から順次部品等の交換ができるということで、事後保全を取り入れるということでございます。

これらの内容、先ほど総務課長の方からも、職員で検討してきた経過がございます。その中で今現在、東京都整備公社に施設維持工事の積算の内容や、工事の内容もチェックをされております。そういった第三者機関も交えて今回作成をしてきているところであります。

それから、こういうふうに至った経過ということだと思うのですが、経費削減と安全の操業というような、これをどう両立をしていくということは、組合としては従来から認識をしてきております。

具体的な経過をご説明させていただきますと、西多摩衛生組合は平成10年に施設を稼働しまして、2年間はメーカーの保証でした。実質平成12年度から組合の負担になりました。最初の3年間ぐらいはやはり工場の内容もわかりませんでした。したがって、メーカーの推奨の工事を実施してきた経過がございます。16年ぐらいになりまして、やはり従来行ってきたのは、精査はしているのですが、組合と業者と二者間というような狭い範囲でのやりとりということでいろいろご指摘もいただきまして、そこへ第三者機関をチェックという形で取り入れて対応して、今現在、積算上の金額の妥当性や工事内容の仕様の妥当性を確立をしてきております。

この間十数年間、組合の職員の技術力も向上してきております。それは積算業務の技術力、あるいは現場の工事担当がもう10年近く経験をしております。そういった経験が蓄積をされてきてまして、職員による予防的な保全も可能になってきたと、こういった要因があったからこそ平成22年度からより焼却施設の稼働状況に見合った合理的な工事仕様のチャレンジといたしまししょうか、そういったことができる取り組みを行っていききたいというふうなことでございます。

以上です。

○議長（申田金八） 9番、鈴木議員。

○9番（鈴木拓也） わかりました。ちょっと1点だけ確認で、嘱託職員が1人減ったという理解でよかったのでしょうか。具体的にこれまで従事されていた業務ですね。どういうことだったのかということをもう一度確認ですが、お願いいたします。

○議長（申田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） 1名減で間違いございません。従事していた場所ということで、受け入れの業務をしておりました。

以上でございます。

○議長（申田金八） 9番、鈴木議員。

○9番（鈴木拓也） 受入業務をお一人やって、以前は何人で今は何人、十分な業務を行っているのか、確認です。

○議長（申田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） 先ほど受け入れと申し上げましたが、総合的にすべての人数で受入業務と環境整

備と点検整備ということで人数を配置しておりまして、この中で1名ということになります。ですので総合的には問題がないと判断しております。

○議長（串田金八） ほかにございますか。8番、西川議員。

○8番（西川美佐保） 先ほど18ページの各種イベント開催委託料について1点だけお伺いします。

先ほど余熱利用施設に利用者が減っているというお話だったのですけれども、先ほど体育館内の運動教室を今現在されているということだったのですけれども、これまでにこういった施設、体育館とか、または駐車場を利用したフリーマーケット等を企画されたことがあるのかどうかお伺いします。

○議長（串田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、8番議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、イベント委託料についてでございますが、これまでも体育館を使用しての運動教室等のイベントを実施させていただいております。ちなみに、実績でございますが、平成21年度では体操教室におきまして1,425名の参加をいただいております。

それと、フリーマーケット等の開催をしたことがあるかというご質問でございますが、平成20年度におきまして、開設7周年事業といたしまして駐車場を利用したフリーマーケットの実施をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 8番、西川議員。

○8番（西川美佐保） 平成20年度に開催されたフリーマーケットの状況はいかがでしたでしょうか。そのあとまたやってほしいといったような、そういったご意見はなかったのか伺います。

○議長（串田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、8番議員の再質問にお答えさせていただきます。

20年度に実施させていただきましたフリーマーケットにつきましては、大変好評をいただきまして、多数の方にご参加をいただいております。21年度にも引き続き実施してほしい旨の要望がございましたが、21年度につきましては、現在建設中の集会施設の工事がございましたので、駐車場が一部使用できない状況でございます。21年度は控えさせていただいております。22年度につきましては、できることならばまた実施をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 補足説明をさせていただきます。

実は毎年夏に、3市1町の構成の施設でございますので、福生市は今参加いただけていないのですが、福生市以外の2市1町の農産物の直売場を開設してございます。やはり地元の方々もご利用になりますので、地元の地場産業のPRをかねまして7月に、夏の時期3週間ほどでございますが、そういう形で各構成市町の農業生産者団体等のご協力をいただきましてそういうイベントも開催しておりますので、それにつきましても引き続き、行政担当の方とも調整をしながら進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（串田金八） 8番、西川議員。

○8番（西川美佐保） ぜひとも今の農産物の販売とか、またこういったフリーマーケット等を一時期だけではなくて四季、例えば四季折々というか、定期的にこれを開催することによって多くの人をこの施設に集めることが大事かなと思います。そして集めてまたそういう余熱利用施設の流れをつくっていくというか、そういうことをぜひ計画をしていっていただいて、定期的な開催をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長（串田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） ただいまのご提案につきましてご答弁させていただきます。

ご承知のとおりフレッシュランドに西多摩につきましては、この環境センター建設の際の地域住民の福祉の増進を目的として設置されてございます。またここ近々におきましては、同種施設が近隣に相次いで開設していることから、利用者数の減も否めないところでございますが、余熱利用施設につきましては、今後フレッシュランドの特性を生かしながら、ご指摘のありましたとおり地域参加の地域に密着した施設を目指して今後についても活性化に貢献していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（串田金八） ほかに質問ございますか。6番、木下議員。

○6 番（木下克利） 先ほど堀さんから質疑がありましたけれども、今後の長期にもいろいろな計画を進めていかなければならないというご答弁でしたけれども、22年度は何らかの検討や研究というのは組合では進めないのですか。

○議 長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 長期計画を含めた今後の予定ということで理解して答弁をさせていただきます。

先ほど総務課長の説明の中に、今後の新しい施設をつくるというようなテーマにつきましては、今後10年ぐらい経ってからその辺の内容が具体化になってくるのではないかとというふうに考えているところでございます。

それから、維持管理経費の中で言いますと、我々は先ほど工事のご説明もいたしました、いわゆる経年劣化に伴ういろいろ更新工事、今までずっとしてきました。おかげをもちまして7割程度それはもう終わっております。22年度も排ガス装置の更新を計上させていただきました。あと残る大きい実は更新工事がございます、これは焼却施設のメインのコントロール室に中央制御装置というのがございます。これが大体更新で6億円ぐらいかかるというふうに今想定をしております、これについては長計の中で23年、24年、この2年間にわたりまして約2億5,000～6,000万円をかけましてこれを更新していくというような計画が今現在ございます。

以上でございます。

○議 長（串田金八） 6番、木下議員。

○6 番（木下克利） 先般、組合の視察でごみの事務の一元化のところなども見てきましたし、余熱のほかの利用の方法というのもあると思うのです。それで施設自体のどういうふうに、ほかに建てるのかとか、こちらなのかとかいろいろな議論もあると思うのですが、事務についてもあわせて検討していてもよいのだろうと、それらも含めた形の長期的な計画を、正副管理者さんは各構成市町の首長さんでもありますし、部課長さんたちの会議等もあるでしょうから、それらをもうちよっとトータルで、確かに起債のことも大事なことだと思うのですが、そういうことを含めた何らかの方向性の議論というのを次年度始めてもよいのではないかとということと、例えば余熱の施設については今のままだけではなく、これはちょっと冗談と言うか、半分ぐらいなのですが、お湯を使って何らかの養殖をする、これから健康と美容だったら、例えばスッポンでまちおこしをしているまちがあったり、植物園をつくって、例えばマンゴーをつくって、地元の生産者たちと研究して、例えば羽村なら羽村の生産者に卸して、そこでしか食べられないケーキをつくってということも北海道なんかではやっている、こういう焼却施設ではないですが、やっている。

そういうようなこと、それからさっき入場者数が少ないという、本当ならば動物園に近ければお猿さんと一緒にお風呂に入れるとか、あとは羽村市さんの問題かもしれませんけれども、プールとかありますよ

ね。それらもこちらの方の近い方がいいとか、いろいろ考えられると思うので、そういう何というのでしょうか、いわゆる迷惑施設かもしれませんが、そういう問題も含めて何らかの違う形態を考えていってもいいのではないかなというふうにこの前の視察に行つて思ったので、期待も含めた、事務も含めた、いろいろなことを含めた議論というのを、せっかく皆さんいらっしゃるのですから、進めていただければと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 今の木下議員から大変すばらしいご提案をいただきましてありがとうございます。

確かに私ども、これから西多摩衛生組合のあり方という形でいろいろ検討していかなければいけない面が多々あるというのは承知してございます。

それで今、ご提案がございましたとおり、この構成市町の中でいろいろな議論をというお話でございしますが、実は平成 21 年度、昨年 5 月からなのですが、構成市町のごみ担当者会議というのを立ち上げました。これは昨年 5 月から始まりまして、今年、今年度既に 6 回開催をしております。その中で今後構成市町の中でこういうごみ行政、可燃ごみだけではなくていろいろなことで連携できないかどうかという、そういうことも考えながら今構成市町の担当者を含めましていろいろな議論をしているところでございます。これにつきましても 21 年度で終わるということではなくて、また 22 年度以降もいろいろなテーマにつきまして検討、また課題の解決に向けて作業を進めていく予定でございます。

そういう形で、また先日も議員さんの視察の中で施設を見ていただきましたので、一つの参考としまして、これからごみ、廃棄物行政をどういうふうに進めていくのが一番効率的か、こういうことで大変事務局の方でも重要な事項だということで認識しておりますので、構成市町の合意があつてそれから進めなければ、西多摩衛生組合で主導でやっていくわけにはいきませんので、構成市町の合意をいただきながら、一緒に連携をしながら進めさせていただきたいというようなことを考えてございます。

それとあと、余熱利用の関係で今ご提案がございましたけれども、実は余熱利用につきましても、お湯とか蒸気を使って今いろいろな木下議員からご提案をいただきました。ただ、難しいのは余熱の利用が、実際申しましてごみの量も減っておりますので、余熱が余熱利用施設の方へいだけでいっぱいというような状況でございます。その辺のところも、やはり施設につきましてもいろいろな課題を解決して、先ほどご提案のありましたようないろいろスポンだとか、そういうようなことも一つの方法論だと思いますが、その施設の制約もあるということもございしますので、その辺もいろいろ検討させていただきながら進めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（串田金八） ほかにございますか。11 番、武藤議員。

○11 番（武藤政義） 予算書の 14 ページになります。じん芥処理費の 11 節需用費、説明をいただきましたときに熱利用等々で光熱水費が相当額減額されているということで、このような予算になっているのですが、具体的に何をどのぐらい、燃料費に変えるのですか、そういった説明をもう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 需用費のお尋ねでございますが、具体的に言いますと光熱水費の電気料金が前年度比 2,800 万円ほど減額になっております。これは平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間で省エネ対策工事を実施してきました。おかげをもちましてこの 5 年間で年間約 20 万キロワット削減をされてきております。率でいいますと約 11.4%ほどの電気使用料が減少し、これによりましてどういう効果があったかという、22 年度はまず契約電力の変更が可能となりまして、基本料金が年間 90 万円ほど削減がされてお

ます。それからまた省エネ効果の電気使用料、先ほど 11%ほど減になったということなので、これの効果が大体年間 1,200 万円ほど、これは我々にとってうれしいのですが、22 年度は単価が 2 円ほどまた安くなったと、これで 1,500 万円ほど、合わせまして約 2,800 万円ほどの電気料金が削減されたということで、需用費の中で減額要素になっているということでございます。

○11 番（武藤政義） ありがとうございます。

○議 長（串田金八） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（串田金八） ないようでしたら、以上で質疑を終わります。

ただいま一括審議といたしました議案のうち議案第 5 号、平成 22 年度西多摩衛生組合予算の件についてお諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 6 号、平成 22 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件をお諮りいたします。

本案については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成 22 年第 1 回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

午後 3 時 10 分 閉会